

令和8年第9回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和8年9月4日（金） 午前9時30分から午前11時15分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者 教育長 伊藤圭樹
教育長職務代理者 佐藤正司
教育委員 後藤明美
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣
教育参事 山中洋子
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 安藤友佳
給食センター所長 牛田彰和
教育専門員 鷺澤 徹

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

（1）議案第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価の結果報告書（令和7年度分）について

（2）承認第7号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第3号）
（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決に
ついて

（3）報告第34号 令和7年度豊山町一般会計歳入歳出決算（教育
委員会関係分）について

（4）報告第35号 令和8年度第1回豊山町学校給食アレルギー対
応検討委員会について

（5）報告第36号 豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱の制定
について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

事務局長： 本日は、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、令和8年第9回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。会議の取り回しを教育長にお願いします。
よろしくお願いします。

教育長： おはようございます。それではただいまから、令和8年第9回教育委員会定例会を開会させていただきます。

【日程第1 前回会議録の承認】

教育長： 議事に入ります前に、事前に配付させていただきました、令和8年8月7日（金）に開催しました第8回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教育長： 令和8年第8回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后、皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教育長： 9月議会が開会しました。一般質問では、中学校の教育環境、小学校体育館の空調設置など、いくつか質問いただいています。今後の方向性や進捗状況について誠実に真摯に回答していきたいと思っています。また、8月27日、4校の教職員、教育支援センターの支援員を対象とした夏季研修会を実施しました。毎年1回、豊山において夏に開催している研修会になります。2部構成で行い、今年の第1部は、愛知の教育ビジョン2030について研修を行いました。県の教育振興基本計画が2026年度から改訂され、策定に携わった方を講師としてお招きし、愛知の教育ビジョンの目指すあり方を踏まえて豊山町の教育がどうあるべきかを学ぶ機会となりました。第2部では、西枇杷島警察署長に来ていただき、教職員の不祥事の根絶に向けて講演いただきました。

学校では2学期が始まりました。引き続き当たり前のことがしっかりとできる学校運営を心掛けていきたいと思っています。近年、小中高生の自死が年々増加しており、大変危惧しています。先日の校長会では、心に不安を抱く児童生徒に寄り添い、SOSに気づき、皆で子どもたちを守っていこうということを伝えました。また、2学期は小学校の修学旅行、中学校の文化祭があります。行事を通して真に生きる力を育てていく、成長させていく教育を校長先生方をお願いしたところです。併せて、2学期は町内でも町民体育大会、駅伝等、町民の方に

関わる行事が多く予定されています。町民の皆さまにとって有意義となるよう、教育委員会事務局としてつとめを果たしていきたいと思えます。

それでは、事業報告につきまして、事務局長の方からご説明申し上げます。

事務局長： それでは、この間の報告をさせていただきます。
(事業を報告)

私からの報告は以上でございます。

教育長： ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

佐藤職務代理者： 8月20日(木)にゴルフ選手権大会で表敬訪問した上野さんの結果はわかりますか。

生涯学習課長： 残念ながら敗退されました。

佐藤職務代理者： 8月20～21日に実施した豊山中学校生徒体験スポーツ事業では、こういったスポーツをしたのですか。

学校教育課長： トレッキングということで、長野県阿智村のヘブンスそのはらから山歩きのトレッキングを予定しておりましたが、熊の出没情報がありましたので、予定を変更し、岐阜県馬籠宿の現地学習を実施しました。

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。「議案第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書(令和7年度分)について」、事務局からの説明を求めます。

教育専門員： 一資料に基づき説明—

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員： B評価が1つあるのが気になります。改善策もあると思いますが、教えていただきたいです。

教育専門員： キャリア教育については、町探検ということも実施していますが、独自の事業をどう取り組んでいるか、もっと取り組める部分があるのではないかという指摘をいただきました。改善策としては、豊山町では空港などの特徴を生かした独自の取り組みができると考えています。

佐藤職務代理者： 他の評価に比べ、キャリア教育だけがBになる理由がよくわかりませんと感じています。昨年度もキャリア教育はBでしたが、個人的には豊山町はキャリア教育が弱いとは思っていないので、評価される方に理由をさらに聞いていただき、AまたはSにできるように努力していただきたいと思えます。

読書率については課題があると思いますが、外部評価委員もおっし

やっているように、大人が読書をする姿勢を見せないと子どもにも広がっていかないと思います。ぜひとも読書の推進については大人をキーワードにして進めていただけると良いと思います。

教 育 長 : ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

議案第26号は原案どおり可決されました。

続いて「承認第7号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について」、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : 事務局からの説明につきまして、委員の皆さまから、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

佐藤職務代理者 : 豊山町学校給食非喫食者支援金については、もともと制度としてはあったものなのでしょうか。

事 務 局 長 : 小学校給食費の無償化に伴う制度ということで、今年度から実施しています。

佐藤職務代理者 : 学校給食の非喫食者に支援金を支払うために、財源を賄材料費から支援金に変更したということですが、対象者は変わったのですか。それとも、補助対象の考え方が変わったので支出科目を変更したということですか。支給対象者が増えたのか、減ったのかということを確認したいのですが。

給食センター所長 : 国の給食費の負担軽減制度が今年度から始まり、給食費については全額交付金が入ってきており、その交付金には、給食を食べない子の分も入っています。この後提案する支援金制度により、給食を食べない子へ給付することになりますので、交付金を一旦賄材料費に充当している中で、給食を食べない子の分について、賄材料費を支援金に組み替えるというものでございます。

佐藤職務代理者 : ということは対象者が変わっているわけではないですね。

給食センター所長 : そうです。

佐藤職務代理者 : わかりました。

教 育 長 : ネーミングライツの関係ですが、ちゅとらグラウンド以外の状況はどうなっていますか。

生涯学習課長 : 残念ながら応募がありませんでしたので、今後は企業を訪問するなどして獲得していきたいと考えています。

佐藤職務代理者 : 75万7千円のネーミングライツ料はどういう計算方法ですか。

生涯学習課長： 1年で110万円ですが、今年度は日割りとなっています。

教 育 長： その他ご意見等ございますか。
(意見なし)

教 育 長： ご意見等ないようですので、ただいまの代決処理の承認について、
原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)

教 育 長： 承認第7号は原案どおり可決されました。続いて、「報告第34号
令和7年度豊山町一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 長： 一資料に基づき説明—

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

佐藤職務代理者： 中学校費の予算現額に対して支出済額が非常に少ないですが、予算
を執行しなかった理由は何でしょうか。

学校教育課長： 豊山中学校体育館の空調設備の設置工事を令和7年度から令和8年
度へ繰越をしていますので、その差額になります。空調設備について
は、現在設置工事を進めているところです。

佐藤職務代理者： 令和7年度の予算現額の中に、今、実施している豊山中学校体育館
の空調工事の予算が入っていたということですね。

学校教育課長： そうです。

佐藤職務代理者： 歳入に学校給食費負担金の記載が2つありますが、何か理由があっ
て分かれているのですか。

学校教育課長： 申し訳ありません、記載誤りです。金額の少ない方は、令和6年度
予算から7年度予算へ繰り越した、志水小学校のトイレ改修工事に係
る一般財源であり、繰越金として令和7年度の歳入としています。

佐藤職務代理者： 歳入の国庫支出金と教育債を合わせると志水小学校のトイレの工事
費を超えるように思えますが、内訳はどうなっていますか。

学校教育課長： 教育債のうち、一部は新栄小学校の高架水槽の改修工事の分も含め
れています。

教 育 長： 総合型地域スポーツクラブの運営事業が2,309千円ということ
でしたが、令和8年度は中学校部活動の地域展開を試行的に進めてい
ます。生涯学習等審議会においても、しっかりと予算を計上しながら
進めていくべきではないかというご意見をいただいている中で、来年
度の見通しはどうなっていますか。

生涯学習課長： スポーツ少年団は補助金の中から指導者の方への費用を支払ってお
り、わくわくクラブについては講師謝礼の予算を組んでおります。そ
の中には、中学校部活動の地域展開の予算は組んでおりませんので、

そちらの予算の確保が必要と考えております。金額については、今年度の状況を見ながら、精査していきます。

佐藤職務代理者： 指導者への金額はいくら支払っていますか。

生涯学習課長： スポーツ少年団は1回2,000円、わくわくクラブは1回1,000円です。

教 育 長： その他ご意見等はございますか。
(意見なし)

教 育 長： 続いて、「報告第35号 令和8年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について」、事務局の説明を求めます。

給食センター所長： 一資料に基づき説明—

教 育 長： ネフィーの点鼻薬というのは、使用率、所持率はどのくらいなのでしょう。

給食センター所長： 所持率については把握できておりませんが、エピペンを使われていた方が、この4月から鼻から使用できる点鼻薬を使用できるということで、相談があった場合は、適切に対応できるようにしていきます。

教 育 長： ネフィーについては、一定程度必要性があるから、ということですね。

給食センター所長： 注射だと刺さないといけないので、ネフィーの点鼻薬の方がより扱いやすいというのはあると思います。ただ、まだ家族以外への貸出の対象にはなっていないこともあり、徐々に取り扱いが整理されてくると思います。

佐藤職務代理者： ショック症状になったときに、学校の対応はどのようになっているのでしょうか。

教 育 参 事： 基本的には養護教諭を中心に対応しますが、すぐに救急車を呼び、保護者に連絡して、診察していただくというマニュアルになっています。

佐藤職務代理者： 先生がエピペン注射をすることはないですか。

教 育 参 事： 本人がすることもありますし、ショック症状になっていれば、担任の先生など、その場にいる先生が行います。方法については職員研修で取り扱っています。

佐藤職務代理者： ネフィーも同様に、あらかじめ同意を取っておけば同様の対応ができるということですね。

教 育 参 事： ネフィーは今年度始まったばかりで、研修もこれからにはなりますが、将来的には同様の対応になっていくかと思います。

後 藤 委 員： 点鼻薬なので、注射よりは、やりやすそうなイメージですね。

佐藤職務代理者： 消防機関や救命士の使用が認められていないということなので、エ

ピペンの注射よりも難しいものなのかどうか、というのがありますね。

後 藤 委 員 : 使用が難しいのか、どれくらいの効果が認められるのかが知識がないので勉強してきます。

給食センター所長 : 食物アレルギーについては、個別に面談をしています。こういった対応をしていくかということも話をしますので、ショックがあった時に、周りが行うのか、本人が行うのか、保護者を呼ぶのか、救急車を呼ぶのか、そういったことを含めて対応を検討していきます。

佐藤職務代理者 : ショック症状で余裕がないときに、学校で対応しないといけないという状況がくることがあるかもしれませんね。

教 育 長 : 災害に対する備えもそうですが、1年に1回やったから良い、ではなく、継続的に実施していくことが大切だと思いますね。

志 水 委 員 : エピペンとネフイーを同時に処方されることはないという認識で良いですか。

給食センター所長 : そうです。なお、面談でも確認していきますが、現時点でネフイーの使用について相談を受けてはいません。

志 水 委 員 : わかりました。

教 育 長 : その他、何かご意見、ご質問はございますか。
(意見なし)

教 育 長 : 続いて、「報告第36号 豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱の制定について」、事務局の説明を求めます。

給食センター所長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

後 藤 委 員 : 流れとしては、月の始めに申請を出し、学期ごとの支払いなので、例えば2学期だとすると9月が始まる少し前に申請を出して、支援金をいただけるのは2学期の後ということですか。

給食センター所長 : そうです。学校の方から食べていない日や牛乳だけ飲んだ日などの報告が給食センターへきますので、給食センターでも対象者を把握しています。対象者については個別にお知らせし、申請書もチェックします。1学期は既に終了していますので、1学期の喫食状況を見て対応していきます。牛乳、豆乳については、アレルギーの子は対象としますが、好き嫌いで飲まないのは対象としません。議会終了後に保護者へ案内し、申請書に医師の診断を添付し、提出していただく予定です。

教 育 長 : それでは、以上で予定しておりました付議案件を終わりたいと思います。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。事務局から、その他報告事項等
はありますか。

学校教育課長 : 一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡—

教 育 長 : 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

教 育 参 事 : —11月定例会後、総合教育会議を開催する旨を説明—
閉会の宣告（午前11時15分）

教 育 長 : 以上で、令和8年第9回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

議案第 26 号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果
報告書（令和 7 年度分）について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和 7 年度分）を別紙のとおり作成することについて、議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和 7 年度分）の作成に関して、教育委員会の決定を得るため必要があるからである。

**教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の
結果報告書（令和7年度分）について〔概要〕**

1 経緯

平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）が改正され、平成 20 年 4 月から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検・評価」という）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し公表しなければならないとされた。また、点検・評価を行う際には、教育に関して学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。

2 令和8年度 豊山町教育事務執行等外部評価委員

堀田 裕子	摂南大学 現代社会学部 教授
岡島 啓子	元愛知県教育委員会尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター

3 外部評価委員会開催日時

第1回	令和8年7月29日（水）	午前10時00分～午前11時30分	豊山町役場3階 会議室3
第2回	令和8年8月20日（木）	午前9時55分～午前10時55分	豊山町役場3階 会議室3

4 評価基準及び全体の評価

	基 準	評価（全27項目）	評価（全27項目）
		令和7年度	令和6年度
S	良い。現在の水準を維持し継続する。	8	9
A	概ね良い。内容を更に充実して継続する。	18	17
B	良いが、見直しをし、改善して継続する。	1	1
C	評価が低い。抜本的に見直しをするか、廃止をする。	0	0

5 報告書の構成

第1部 点検・評価制度の概要

1 経緯 2 点検・評価の対象 3 点検・評価の方法

第2部 教育委員会の活動状況の点検・評価

1 教育委員会会議の開催と審議状況 2 教育委員の活動状況

第3部 主要施策と事業の自己点検・自己評価

柱1 子どもの意欲を引き出し、夢と志を応援する学校教育

柱2 つながれた学校・家庭・地域

柱3 学びを支える教育環境

柱4 生活を豊かにする芸術・文化・スポーツ

第4部 学識経験者による評価

6 評価

内 容	評価	学識経験者の評価（抜粋）
1 教育委員会会議の開催と審議状況	A	堀田委員：豊山町のホームページ上で公開されている全12回の定例会会議録からは、毎回30分から1時間程度をかけて要点を踏まえた活発な意見交換がおこなわれており、会議が適切に運営されていることが分かる。
2 教育委員会の活動状況	A	岡島委員：総合教育会議、学校訪問、校長との合同会議、各種総会・研修会等への参加など活動状況として十分に評価できる。教育の充実に向けて検討していくには、関係者の正しい現状把握、実態把握が不可欠である。それを基にした議論により、適切な施策や手立て等に繋がっていくと考える。

柱 1	1	情報教育の推進	S	A	1 岡島委員：互いの意見の即時共有や動画等での振り返り等、ICT 機器の効果的な活用が実践されていることが分かる。即時共有後、子どもが何に気づき自分の意見をどうまとめたか、動画を見たことにより、何に気を付き次に生かしたのか等、その見取りや子どもへの声掛けを丁寧しながら、授業を進めてほしい。子どもたちに付けたいのは、課題解決に向けて ICT 機器を効果的に使いこなせる力である。 6 堀田委員：特別支援学級在籍の児童生徒だけでなく、通常学級に在籍するが特別な支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあるなかで、特別支援教育支援員および通級指導教員を着実に確保し、当該児童生徒たちの教育・支援にあたっている点は高く評価できる。
	2	外国語教育の充実	A		
	3	道徳教育の推進	A		
	4	教員の資質向上	A		
	5	少人数指導、ティームティーチングの推進	A	A	
	6	特別支援教育の推進	S		
	7	教育相談・生徒指導体制の充実	A		
	8	健やかな児童生徒の育成	A		
	9	学校体育・スポーツ活動の推進	A		
	10	就学援助の充実	A		
柱 2	11	家庭の教育力向上への支援	A	A	13 堀田委員：街頭啓発活動等が、非行防止に一定の効果を上げている点は評価できる。近年、非行等の発生場所が SNS に移行しつつある。今後、青少年生活指導事業は、オンライン空間を視野に入れた実施の検討が必要である。 16 岡島委員：出前講座、職場体験等の実施は、子どもたちが自分の生き方や職業観に新たな視点や気づきをもたらすものである。段階的、効果的に実践が積み重ねられるとよい。
	12	地域の教育力向上への支援	A		
	13	子どもの豊かな心を育む活動支援	S	S	
	14	地域に開かれた学校経営の推進	A	A	
	15	特色ある学校教育の推進	A		
	16	地域人材を生かしたキャリア教育	B		
柱 3	17	学校給食・食育の充実	S	S	19 岡島委員：毎年各学校で行事の見直しが行われている。行事等は、子どもたちにとって活躍の場、協力する場、意欲を引き出す場、異学年交流での成長が期待できる場となるのでよく検討しながら進めていただきたい。 22 堀田委員：不読率の高さは「タイムパフォーマンス（“タイパ”）」が重視される現代社会に広く見られる傾向である。子どもが大人の行動を参照して育つことを踏まえると、大人が読書をする姿勢を取り戻すことも、読書活動推進の一環として重要なことであるように思う。
	18	学習環境の整備・拡充	S		
	19	教員の働き方改革の推進	S		
	20	学ぶ機会の充実	A	A	
	21	社会教育施設の整備・充実	A		
	22	読書活動の推進	A		
柱 4	23	芸術・文化活動の推進	S	S	23 岡島委員：PTA サークルによる活動は横のつながりが希薄になった今、保護者にとって活動の場だけでなく、貴重なコミュニケーションの場にもなっていることと思う。 24 堀田委員：子どもたちを含む町民が興味を持ちやすいテーマ設定などが工夫されており、文化財・郷土資料の活用という点でも有効に機能している。
	24	文化財・郷土資料の保存・活用	S	S	
	25	スポーツに関わる機会の創出	A	A	
	26	スポーツによる町のにぎわいづくり	A		
	27	スポーツ施設・環境整備の推進	A		

7 報告書の取扱い

地教行法に基づき、議会に提出するとともに、公表するため町ホームページに掲載する。

承認第 7 号

令和 8 年度豊山町一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会関係分）
に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第 5 条第 1 項に基づき、教育長が令和 8 年度豊山町一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第 7 条第 1 項に基づき、承認を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、令和 8 年度豊山町一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会関係分）に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第 5 条第 1 項に基づき、教育長が事務の代決を行ったため、同規程第 7 条第 1 項により、承認を求める必要があるからである。

令和8年度豊山町一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について

歳入 79,409千円

歳出 3,484千円

1 小学校費 学校管理一般事業

（1）補正予算要求額（歳入） 4,142千円

元気な愛知の市町村づくり補助金 4,142千円

＜概要＞

小学校水泳指導の外部委託事業の実施にあたり、2026年度元気な愛知の市町村づくり補助金（チャレンジ枠）の交付が決定したため、歳入の増額補正予算を計上した。

2 学校給食費 学校給食事業

（1）補正予算要求額（歳出） 0千円

賄材料費 ▲489千円

学校給食非喫食者支援金 489千円

＜概要＞

国の「学校給食費負担軽減制度」は、小学校児童に対する学校給食費の負担軽減のほか、給食を喫食していない児童に対する支援についても盛り込まれていることから、やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食することができない児童の保護者に対し、学校給食費の負担軽減制度と同等の支援金を給付するため予算を計上する。

3 体育施設費

（1）補正予算要求額（歳入） 75,267千円

不動産売払収入 74,514千円

ネーミングライツ料 753千円

（2）補正予算要求額（歳出） 3,484千円

役務費 2,536千円

委託料 948千円

＜概要＞

東部ゲートボール場跡地の町有地を売却するため、売却を依頼する業者

への仲介手数料、町有地 2 筆の測量業務委託料、司法書士へ依頼する売渡証明書の作成費用及び売払収入を計上した。

豊山グラウンドのネーミングライツパートナーが決定したことにより、令和 8 年度分のネーミングライツ料を計上した。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

豊山町教育委員会事務決裁規程（抜粋）

（代決）

第 5 条 教育長は、教育委員会が処理すべき事務について、緊急やむを得ない事情により教育委員会の会議に付するいとまのないときは、その事務を代決することができる。

（報告及び後閲等）

第 7 条 教育長は、第 5 条第 1 項の規定により事務を代決したときは、これを次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、代決した事案については、速やかに当該事務の専決権者の後閲を受けなければならない。

報告第 3 4 号

令和 7 年度豊山町一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について

令和 7 年度豊山町一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について、別紙のとおり報告します。

令和 7 年度 教育費決算の概要

主な事業

教育総務費	支出済額	150,656千円
	予算現額	162,831千円

・教科用図書改訂事業	3,511千円
小学校教科書改訂に伴う指導用図書や指導教材等の購入及び社会科副読本の編集印刷委託業務	
・いじめ・不登校への対応事業	21,369千円
教育支援センターの運営、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	
・外国語教育の充実事業	14,225千円
英語専科教員、外国人英語助手の配置	
・児童生徒援助事業	10,863千円
要保護標準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励費支給	

小学校費	支出済額	412,680千円
	予算現額	434,882千円

・学校管理一般事業（報酬等）	53,366千円
少人数指導、ティームティーチングを実施するための町講師等の配置	
・学校施設整備事業（工事請負費）	12,345千円
新栄小学校高架水槽改修工事	
・学校施設整備事業（工事請負費）	200,005千円
志水小学校施設トイレ改修工事	
・ＩＣＴ機器の活用推進事業	68,999千円
タブレット機器賃借等によるＩＣＴ機器の活用推進	

中学校費	支出済額	94,254千円
	予算現額	261,286千円

・学校管理一般事業（報酬等）	17,520千円
少人数指導、ティームティーチング、校内教育支援センターを実施するための町講師等の配置	
・学校施設整備事業（工事請負費）	3,641千円
豊山中学校プールろ過機修繕工事	
プール可動式屋根ピンモータープレート交換工事	
・ＩＣＴ機器の活用推進事業	27,937千円
タブレット機器賃借等によるＩＣＴ機器の活用推進、デジタル採点システムの導入	

学校給食費	支出済額	253,446千円
	予算現額	259,716千円

・新給食センターの適正な運営事業	230千円
給食センター運営委員会の実施	
・食物アレルギー対応の促進事業	42千円
学校給食アレルギー対応検討委員会の実施	
・学校給食事業（委託料）	94,738千円
給食調理委託、給食センターの施設管理	

幼稚園費	支出済額	33,781千円
	予算現額	36,009千円

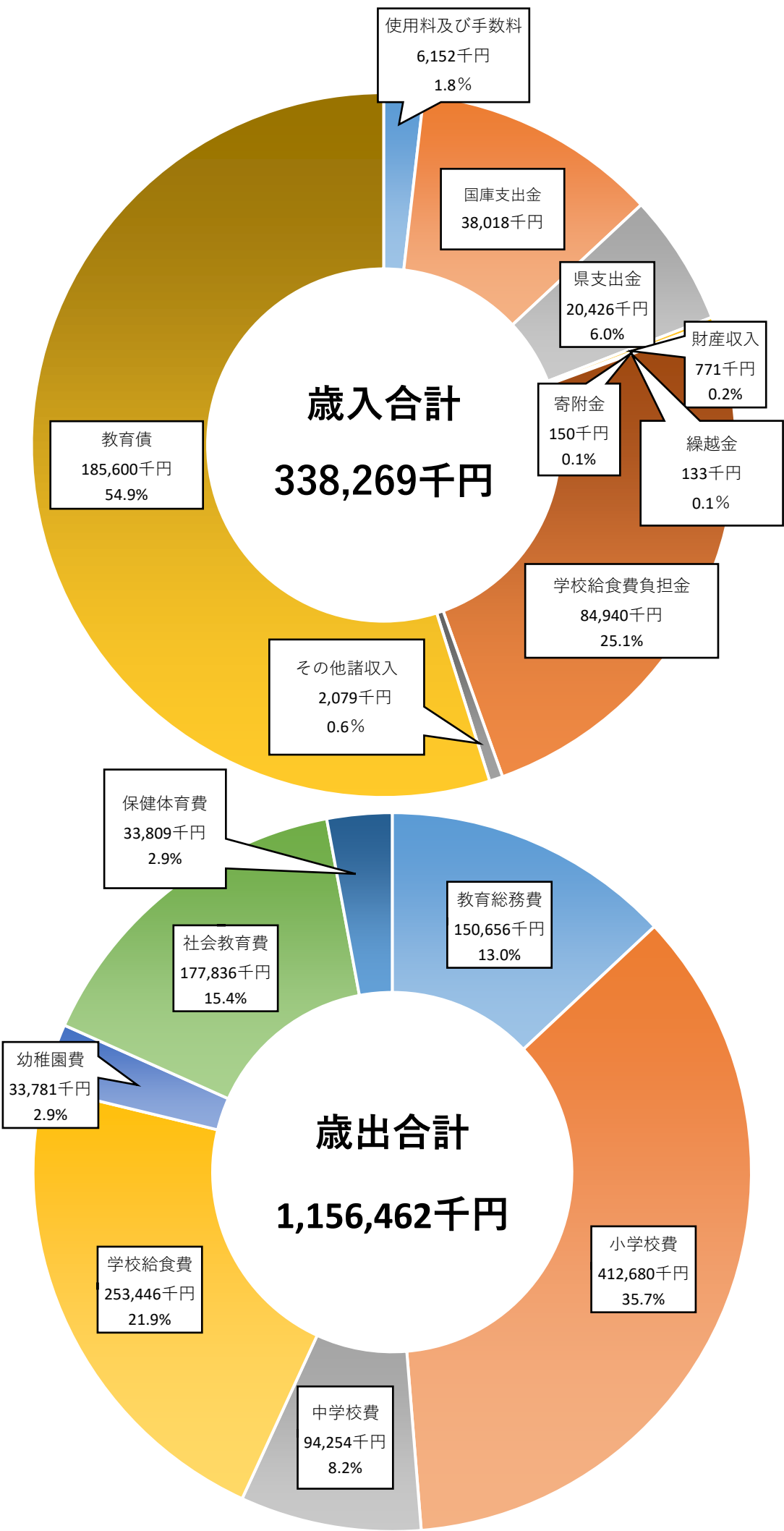
・幼児教育支援事業	33,782千円
幼児教育に係る保護者の経済的負担を支援	

社会教育費	支出済額	177,836千円
	予算現額	246,580千円

・文化財の保存・活用事業	1,505千円
千松寺の楠（天然記念物）の伐採・防腐処理等に対する支援	
・学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	785千円
部活動地域展開、子ども読書活動推進計画等を議題とした審議会の開催	
・文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	1,991千円
マッスルカーニバル、サックス侍コンサート等の開催	
・社会教育センター管理一般事業	57,702千円
デジタルサイネージ設置工事の実施	

保健体育費	支出済額	33,809千円
	予算現額	36,277千円

・総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	2,309千円
各種スポーツ教室、地域協力による「わくわくらぶ」の開講	
・スポーツ大会の開催事業	4,300千円
町民体育大会、とよやまエアポートビューマラソンの開催	
・愛知駅伝への参加・支援事業	650千円
駅伝チームの編成・支援、愛知駅伝への参加	
・豊山グラウンド維持管理事業	6,647千円
照明改修工事・建具改修工事等の実施	
・スポーツ施設維持管理事業	9,661千円
各スポーツ施設の維持管理	



報告第35号

令和8年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について

令和8年度第1回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和8年7月21日（火） 午後2時～午後2時45分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3
- 3 出席者
（委員） 上原正子（委員長）、野崎千佳（副委員長）、尾崎理恵、
竹内哲子、渡邊志保、伊藤竜児、村上紗梨
（事務局） 伊藤圭樹（教育長）、小塚和宣（教育委員会事務局長）、
牛田彰和（給食センター所長）、岡島康裕（給食センター主事）
- 4 議題 （1）アレルギー対応の実施状況について
（2）アレルギーマニュアルの見直しについて
（3）意見交換

5 議事内容【抜粋】

議題（1）アレルギー対応の実施状況について

【主な意見等】

- ・委員から「4月中旬から学校給食が始まるに当たり、学校から早目に依頼があれば、消防組合としてエピペン講習の早期受付に協力する。」との意見があり、委員から「今年度は早い時期にエピペン講習を開催することが困難であったが、講習実施機関から早い時期の開催受付が可能になるとの意見は、現場としても非常にありがたいので、是非活用をさせていただきたい。」との意見があった。
- ・委員から「アナフィラキシーショック時の対応として使われてきたエピペン注射に加え、ネフィーという点鼻薬が最近使用対象となったが、消防機関や救命士は使用許可が認められていないので、現状ではネフィーを使うことに対する言及はできず、あくまでも従来のエピペンと同様に使用済みの物を回収したり、書面で名前や処方に誤りがないか等を伝えるにとどまっている。家族や教職員であればネフィーの借用はできるようである。」との意見があ

った。

議題（２）アレルギーマニュアルの見直しについて

【主な意見等】

- ・委員から「エピペンとネフィーを同時に処方することはあるのか。」と質問があり、委員から「どちらか一方だけであり、どちらにするかは家族の希望に沿うことになる。」との回答があった。
- ・委員から様式第４の管理指導表の改正内容について「エピペンまたはネフィーと一体的に表記するより、エピペンとネフィーを別項目として記載してはどうか。」と意見があり、「意見のとおり分けた方が分かりやすいので、そのように修正する。」と回答した。

議題（３）意見交換

- ・特になし

報告第36号

豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱の制定について

豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱の制定について報告します。

豊山町告示第63号

豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱を次のように定める。

令和8年9月1日

豊山町長 服 部 正 樹

豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱

(目的)

第1条 この告示は、愛知県市町村給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年5月20日施行）及び愛知県市町村給食費負担軽減補助金実施要領（令和8年5月20日施行）に基づき、やむを得ない事情により恒常的に学校給食の全部又は一部の提供を受けていない児童の保護者に対し、豊山町学校給食非喫食者支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、その経済的負担を軽減し、もって学校給食費負担軽減制度の対象となる児童の保護者との公平を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 豊山町立小学校に在籍する者をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する児童の保護者とする。

- (1) 児童が、食物アレルギー等（医師が学校給食の全部又は一部を喫食することができないと認めた場合に限る。）、不登校又は宗教上の理由により、恒常的に次のいずれかの学校給食の提供を受けていないこと。

ア 学校給食の全部

イ 牛乳及び豆乳

ウ 牛乳及び豆乳を除く学校給食

(2) 前号に係る学校給食の提供の停止について、あらかじめ届出を行っていること。

2 前項第1号に規定する恒常的に学校給食の提供を受けていない状態とは、あらかじめ学校給食の提供の停止に係る届出を行い、おおむね1月以上継続して、同号アからウまでのいずれかに掲げる学校給食の提供を受けていない状態をいう。

3 一時的な欠席、感染症等による学級閉鎖又は学校閉鎖、短期間の傷病その他一時的な理由による欠食は、前項に規定する状態に該当しない。

(給付対象外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する児童は、支援金の給付の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の対象となる児童

(2) 他の法令又は制度により、この告示による支援金と同趣旨の給付の対象となる児童

(3) 学校給食費（学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。）を滞納している保護者の児童

(4) 就学の実態がない児童

(5) 嗜好その他の自己都合により学校給食を喫食しない児童

(対象月数)

第5条 別表に規定する対象月数は、第3条第1項第1号に該当する児童が学校給食の全部又は一部の提供を受けていない期間のうち、当該月の初日から末日まで継続して当該学校給食の提供を受けていない月数とする。

2 児童が学校給食の全部又は一部の提供を受けなくなった日又はその提供を再開した日が月の途中である場合は、当該月を対象月数に算入しない。

3 学校給食を実施する日のない月は、対象月数に算入しない。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、別表に定める額とする。

(給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする者は、豊山町学校給食非喫食者支援金給付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(給付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付を行うことが適当と認めたときは、豊山町学校給食非喫食者支援金給付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、支援金の給付を行うことが適当でないと認めたときは、豊山町学校給食非喫食者支援金不給付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第9条 町長は、前条第1項の規定により支援金の給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、支援金を給付する。

2 支援金は、学期ごとに給付する。

(変更の届出)

第10条 給付決定者は、転出、学校給食の再開その他申請内容に変更が生じたときは、速やかに豊山町学校給食非喫食者支援金変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(給付停止)

第11条 町長は、対象児童が第3条に規定する要件を満たさなくなったと認めるとき、又は第4条各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、支援金の給付を停止する。

2 前項の規定による支援金の給付の停止は、対象児童が第3条に規定する要件を満たさなくなった日又は第4条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後の支援金について行うものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援金の給付を停止するときは、豊山町学校給食非喫食者支援金給付停止通知書（様式第5号）により、給付決定者に通知するものとする。

(給付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 給付決定に係る対象児童が、給付決定時において第3条に規定する要件を満たしておらず、又は第4条各号のいずれかに該当していたとき。

(2) 第10条の規定による届出を怠ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(4) その他町長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により給付決定を取り消した場合又は支援金の過払が生じた場合に

において、既に支援金を給付しているときは、当該給付決定者に対し、期限を定めて給付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、別表牛乳及び豆乳を停止している場合の項の規定は令和8年9月1日から適用する。

別表（第5条、第6条関係）

区 分	支援金額
学校給食の全部を停止している場合	県補助制度における当該年度の基準額の範囲内で町長が別に定める月額に対象月数を乗じて得た額
牛乳及び豆乳を停止している場合	町長が別に定める牛乳相当額に対象月数を乗じて得た額
牛乳及び豆乳を除く学校給食を停止している場合	町長が別に定める額に対象月数を乗じて得た額

様式第1号（第7条関係）

豊山町学校給食非喫食者支援金給付申請書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先（ ） ー

豊山町学校給食非喫食者支援金の給付を受けたいので、豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

1 対象児童

対象児童の氏名	生年月日	学校名（学年 クラス）
	年 月 日	小学校（ 年 組）
	年 月 日	小学校（ 年 組）
	年 月 日	小学校（ 年 組）

2 申請理由（該当理由に☑を付けてください。）

☐アレルギー等

☐不登校

☐宗教上

【添付書類】

●食物アレルギーのため学校給食の全部を喫食できないことを医師が証明する書類（該当者のみ）

●乳糖不耐症により牛乳の喫食ができず、豆乳も喫食ができないことを医師が証明する書類（該当者のみ）

【その他】

※ 支援金の給付は学期ごとに行い、振込先は学校給食費の引落とし口座とします。ただし当該口座が未登録の場合は、別途調整をさせていただきます。

様式第2号（第8条関係）

豊山町学校給食非喫食者支援金給付決定通知書

年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付で申請のありました豊山町学校給食非喫食者支援金については、豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱第8条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

なお、支援金は、学校給食費の引落とし口座（当該口座が未登録の場合は、調整により決定した口座）に振り込みます。

対象児童の氏名	
給付決定額	円
振込日	

様式第3号（第8条関係）

豊山町学校給食非喫食者支援金不給付決定通知書

年 月 日

様

豊山町長



年 月 日付で申請のありました豊山町学校給食非喫食者支援金については、豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱第8条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり給付しないことに決定しましたので通知します。

対象児童の氏名	
給付しない理由	

様式第4号（第10条関係）

豊山町学校給食非喫食者支援金変更届

年 月 日

豊山町長

届出者 住 所

氏 名

連絡先（ ） ー

豊山町学校給食非喫食者支援金について、下記のとおり変更が生じましたので、豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱第10条の規定に基づき、届け出ます。

対象児童の氏名	
変 更 内 容 (該当項目に○を 付けてください)	・転出 ・学校給食の再開 ・その他（以下に具体的な内容を記入してください。）
事 実 発 生 日	年 月 日

様式第5号（第11条関係）

豊山町学校給食非喫食者支援金給付停止通知書

年 月 日

様

豊山町長



豊山町学校給食非喫食者支援金については、下記の理由により給付を停止しますので、豊山町学校給食非喫食者支援金給付要綱第11条の規定に基づき、通知します。

対象児童の氏名	
給付を停止する理由	